

平成 2 1 年 9 月 1 0 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 1 年第 1 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会



## 案 件

### 1 協議

- ( 1 ) 図書館指定管理者制度導入 2 地区館の選定について
- ( 2 ) 教育委員会施策点検・評価について

### 2 報告

- ( 1 ) 平成 2 2 年度立川市予算編成方針及び平成 2 0 年度決算の概要について
- ( 2 ) 新型インフルエンザへの対応について

### 3 その他

## 平成21年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年9月10日

教育委員会会議室

### 1 協議

- (1) 図書館指定管理者制度導入2地区館の選定について
- (2) 教育委員会施策点検・評価について

### 2 報告

- (1) 平成22年度立川市予算編成方針及び平成20年度決算の概要について
- (2) 新型インフルエンザへの対応について

### 3 その他

---

開会の辞

中村委員長 それでは、平成21年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、立川市教育委員会会議規則第4条によりまして、古岡委員から欠席の申し出がございましたので報告しておきます。署名委員ですが、したがって、署名委員は宮田委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

宮田委員 はい。

中村委員長 では、よろしくお願いたします。

本日は、協議2件、報告2件、その他は議事進行過程で件数を確認いたします。

---

協 議

(1) 図書館指定管理者制度導入2地区館の選定について

中村委員長 それでは、協議から入っていききたいと思います。

図書館指定管理者制度導入2地区館の選定についてを協議いたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 先般、立川市図書館条例の改正については方向性を確認していただきましたけれども、具体的に試行導入する2地区図書館の選定について、方向性を確認していただきたく協議していただくものです。

中村委員長 清水図書館長、よろしくお願いたします。

清水図書館長 それでは、図書館指定管理者制度導入2地区館の選定につきまして、ご説明申し上げます。

試行的に導入する2地区館の選定でございますが、中規模図書館1館、小規模図書館1館の2館に試行的に導入して、検証評価をすることといたしました。具体的には、錦図書館と幸図書館を対象といたします。

地区図書館は現在8館ございまして、規模でいえば、中規模館が6館、小規模館が2館となっております。検証評価を経た後、将来的に全館への導入を見据えて、中規模館から1館、小規模館から1館を選定し、それぞれの規模での効果的な検証をすることといたしております。

小規模館、柴崎、幸館におきましては、柴崎図書館が第一小学校建て替えの計画の中で複合化の検討が進みつつあることから、今回の対象から除外いたしました。幸図書館は地区館の中で一番狭隘な館ながら、高松、柴崎をしのぐ図書の貸出冊数があることなどを考慮いたしまして、選定しております。

中規模館につきましては、高松図書館はエリアが中央図書館と重なっていることから除外し、立川駅にも比較的近く、幅広い方々のご利用があり、貸出冊数も多い錦図書館を選定いたしました。

次に試行期間ですが、指定期間を検証を含めて3年として実績を検証評価して、その後の方向性を定めていくこととしております。

以上で説明を終わります。

中村委員長 2 地区図書館の選定と試行期間についてご説明がございました。今の提案は、第16回定例会で承認された立川市図書館条例の改正に基づき提案されたものですが、質問あるいはご意見がございましたらよろしくお願いたします。

田中委員。

田中委員 清水図書館長から説明があった中で、2館についての検証を3年ということで説明がありましたが、3年と規定したのは何か根拠か理由があればと思いますが。

中村委員長 それでは3年について、清水図書館長、お願いたします。

清水図書館長 指定管理者の指定期間につきましては、もともと3年から5年という言い方をされておりますが、特にこれは試行でございますので、あまり長い期間をやってその結果を得るといのは、その間にいろいろな状況が出ることも考えられますので、一番最短な3年という期間を選びました。

中村委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。ありがとうございます。

中村委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、特にご意見がほかにございませでしたら、ただいま提案いたしました図書館指定管理者制度導入2地区館の選定についての方向性は、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、方向性が承認されたと認めまして、図書館指定管理者制度導入2地区館の選定についての協議は、これで終了いたします。

## 協 議

### (2) 教育委員会施策点検・評価について

中村委員長 続きまして協議(2)教育委員会施策点検・評価について協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いたします。澤教育長、お願いたします。

澤教育長 昨年度、初めて教育委員会の点検・評価をお願いしましたがけれども、今年度も引き続き点検・評価をしたいと思っておりますので、その基本方針をここでご提案申し上げて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中村委員長 趣旨、対象、施策点検・評価の実施方法、点検・評価の流れですが、今説明いただきましたのは資料に則ってですが、これは基本方針案ということでよろしいでしょうか。では、小林教育総務課長、お願いたします。

小林教育総務課長 お手元にお配りしたものは案が抜けてございますけれども、あくまでも

事務局案という形でおとりいただければと思います。

中村委員長 皆さん、案が抜けていますけれども、基本方針案ということでお願いしたいと思います。これは第3回定例会で進行の流れの方向性が認められたものに従って提案されたものでございますが、この4点につきまして一括、ご意見とか質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 1つはお伺いしたいことです。もう1つは提案です。

1つは1ページの3、施策点検・評価の実施方法、この中の ですが、「 の内容をとりまとめ、学識経験者（外部評価委員）の意見を聴取し、」と出ておりますけれども、この学識経験者の選定基準、これはどうなっていますかということをお尋ねしたいんですが。

中村委員長 今の質問に対して、小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、選定基準につきましてお答えいたします。

今回、教育委員会がこの評価をするにあたりましては、地方教育行政法の中で学識経験を有する者の知見の活用ということで、これにつきましては、教育委員会があくまでも自己評価するにあたりまして、点検・評価の客観性を確保するために学識経験者等の知見の活用を入れるということでございます。

したがって、選定基準としましては第一義的に教育に関し公正な意見を述べていただく方ということになると思います。ただ、実際の選定にあたりましては、教育委員会や立川市のネットワークの中で人選することになりますので、立川市や立川市の教育をある程度ご存知の方の中で、公正なご意見をいただける方を選定基準として考えたいと思っております。

中村委員長 田中委員、今の質問に対しては、それでよろしいですか。

田中委員 承知しました。ありがとうございます。

中村委員長 続きまして提案というお話がございましたが。

田中委員 3の に係わるのですが、ここで施策に係る外部評価云々とあるんですが、実は前回、評価の基準としては3段階になっていましたね、AとBとCと。Aが高い、Bが普通、Cが低いと。そういう自己点検をして評価したわけですが、もうちょっとこの評価の精度を高めるといふかきめ細かくする、そういう意味で、できれば3段階から5段階に今後見直しをしてはどうかと。例えばAは大変高い、Bが高い、Cが普通、Dがやや低い、Eが低いと、こうやって点検・評価をしてはどうかということの提案です。

中村委員長 それについては何かございますか。

小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 昨年初めての試みという形で、施策評価につきましては高い、普通、低いと、A、B、Cでつけさせていただきました。これにつきましては、あくまでも初めての取り組みで試行的な部分もございましたので、きょうは基本的な点検・評価の基本方針をご議論いただくということで、今後、私どものほうで様式に中身を書き入れた形で具体的な議論をしていただく段階で、改めて3段階がいいのか、5段階がいいのかも含めてご議論いた

だければと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員長 そうしましたら、きょう、この結果が認められるかどうかまだわかりませんが、きょうはあくまでも基本方針について、ここで協議して議論するわけでございます。そしてそれが、もしもそれでよろしいということになれば、きょう示されている点検・評価の流れに従ってやっていくと。今の提案、3段階から5段階ぐらいというのは、その段階でやるということによろしいですか。

田中委員 はい。結構です。

中村委員長 では、よろしく願いいたします。

ほか、ございますか。宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 この評価、昨年からまた今年も行うということで、ありがとうございます。私のほうからは、提案ということではなく意見ということで、今後に生かしていただければということで幾つかお話をさせていただきたいと思います。

まず趣旨ですけれども、趣旨は昨年と変わらずこの趣旨で行うわけですけれども、この表現の仕方をもう少し簡単明瞭でもいいのではないかなと。例えば、児童、生徒、保護者とか、このように明確に分けることよりも、かえて「市民の信頼にこたえること」あたりにおいて、すべてがそこに含まれるので、そういうものがどうかなということと、立川市の教育委員会が、生涯学習の部分と学校教育の部分があるということで、このような表現の仕方になっているということが理解できるのですが、あえてそうすることよりも、教育委員会とはということで、市民の信頼にこたえるために教育目標を掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んできた。そして平成20年4月に、この義務付けられたことに伴って自らが点検・評価を行った。その結果を議会に報告し、実りある教育行政を目指していくものとしてこのことを行うんだという、もう少し主体的に表現してもいいのではないかなというふうに感じました。

それから2番目の対象のところですが、の2行目の「自己研鑽」というところですが、自己はとるとして、研鑽という表現ですけれども、これで十分理解はできるのですが、今後に向けては、この「研鑽」って、いったいどういうことなのかという、もう少し具体的な表現があってもいいかなと思います。その表現としては、教育委員としての情報の収集、それに伴う検証や課題の抽出ということをやっているのかどうかと。ただ情報を得ているだけで終わってはいないかというあたり、評価するときにもいいのではないかなというふうに感じました。

それから3番目の施策点検・評価の実施方法ですが、この番の「事務局の取り組みを総括するとともに」という表現は、大きくは今回、教育委員会の点検・評価ということですので、事務局だけではなく、我々教育委員の活動においても点検・評価するということだと思いますので、そのあたり、事務局という文言でいいのかどうかというところを、もう少し見ていただけたらと思います。その上で、問題、課題点を示すということになると、このあたりもちょっと私には理解しづらいところであります。



4 番目の点検・評価の流れ、参考の部分ですけれども、これは第2次基本計画のほうでもうできているものですので、特に変更してほしいとかということではなくて、これも今後やっていくにあたって考えていったほうがいいなということなので、この整え方ですとわかりにくいなということです。

第3次の体制づくりをしていくには、社会教育、生涯学習の部分と学校教育の部分の体制が見えづらいといいますが、活動の支援とか促進とか、有効活用ですとか、具体的にいうと、生涯学習の支援体制の整備という大項目の中に、市民の自主的な学習活動やコミュニティ活動などへの支援ですとか、図書館における情報の提供ですとか、スポーツ活動の支援などが入るのではないかなと。

また、ニーズに応じた教育というのは、少人数学習だけではなく特別支援学級なども含めてのことだと思いますが、このあたりもどうかということと、あと、開かれた学校づくりと市民連携というのは、これはひょっとすると生涯学習という位置づけでやっていたほうが、豊かな心を育むにはいいのではないかなということです。

このあたりを感じておりましたので、今後に生かしていけたらなということを思います。

以上です。

中村委員長 今のはご意見ということによろしいですね。

宮田委員 はい。

中村委員長 そうすると私から逆に質問ですけれど、この基本方針の大筋においてはよろしいという考えでよろしいですか。

宮田委員 はい、結構です。

中村委員長 では、細かい文言については、またということ。

宮田委員 はい。

中村委員長 それは事務局、よろしくお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 前回の評価では、教育委員会の活動点検・評価のほうがちよっと書式が違ったので、これは事務局としても統一して、点検・評価表にきちっとやっていきたいと思っています。

中村委員長 私もその点については同意見でございます。教育委員会の活動の点検・評価に関しましても、教育委員会の施策の点検・評価と同じような書式にしていってほしいと。活動の点検・評価、1枚の紙でやってしまいましたけれども、やはりもう少し細かく見ていったほうがいいと考えますので、その点についても、また事務局のほうでよろしくお願いいたします。

1、2、3に意見がありまして、それから4の流れの参考意見については私も感じていて、これは現在、第2次基本計画のくりに則ってやらざるを得ないと、20年度の点検・評価ですから。しかしながら第3次基本計画については、今、宮田委員がおっしゃったのは、このくりになくてタイトルの表現ということでしたね、わかりやすいという。そういう

ご意見がございましたので、第3次基本計画のときには、またその点考慮していただければ。これとは少しずれますけれども。

小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 その件で1点だけ。

第3次のくくりあるいは名称ですが、実はこの16の施策につきましては、基本構想のほうで決まっている施策です。したがって第3次基本計画、22年から26年までの5カ年はこのくくり、この名称でいかなるを得ないです。したがって、もしこのくくりでなくてということであれば、昨年、今年度はこのくくりでやりましたけれども、例えば学校教育振興基本計画等の別のくくりを用いて評価するというやり方もあるかとは思いますが。

中村委員長 わかりました。では、それは今後の課題ということによろしいですね。

澤教育長。

澤教育長 かなり膨大な作業といいますが、全部作り直す感じになりますので、その辺、我々5人の中でどういうふうにやっていくかというのはかなり手間がかかる作業なので。

これはもう始めるんですよね、20年度は。

小林教育総務課長 はい。

澤教育長 だから事務局的な立場でいけば、これは22年度、来年度よく検討して。というのは、我々は基本計画について検討するわけですから、その中で、あるべき姿とかそういうことを議論したほうが、この20年度の部分ではちょっと難しいのかなと。

中村委員長 そうですね。それは踏まえて発言されていると思います。

ですから、本年度はこれに則ってやるということは承知の上で、ただ、我々は点検・評価をするということは、点検・評価のための点検・評価ではなくて、やはり学校教育、生涯学習含めて、現場にどう届いていくかということを中心にきちんと見るための点検・評価ですから、それが見やすく、やはり見えるということは大事な視点であると思います。

ほか、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 では、細かい文言についてのご意見、それから第3次計画その他のくくりについては、これはまた別ですけれども、それを除きまして、この提案された基本方針に沿って進めていくという方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、この方向で基本方針、案をとりまして、ただし細かい文言については訂正ありということの含みを持たせまして、基本方針の方向性をお認めいただきましたので、今後は、4の点検・評価の流れに沿って具体的な案を事務局のほうより提案していただきたいと思いますので、今出ました意見も踏まえながら、お願いしたいと思います。

では、教育委員会施策点検・評価については、これで終了いたします。

(1) 平成22年度立川市予算編成方針及び平成20年度決算の概要について  
中村委員長 続きまして報告に入っていきたいと思います。

平成22年度立川市予算編成方針及び平成20年度決算の概要について、提案を事務局より  
お願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 8月27日の日に説明会が全庁的に開かれまして、その席上で、来年度の予算編成  
方針と経営方針、平成20年度の決算の概要が示されております。

予算編成方針から若干説明申し上げますけれども、3ページをお開きいただきますと、平  
成22年度においては、3ページの3の ですけどもここが一番問題なところで、記述がご  
ざいます。中段から下ですけども、歳入の根幹をなす市税のうち、個人市民税がやはり大  
きく下回るのではないかと。それから、法人市民税についても大幅に減収されておまして、  
いずれにしても歳入が大幅に落ちるだろうということが説明されました。

それに比べて歳出は、抑えに抑えたとしてもやはり福祉関係の伸びは避けられないと。そ  
ういう意味で、なかなか厳しい22年度の予算編成になるというようなご指摘もございました。

問題は、やはり歳入が立川の場合は法人市民税に依拠している部分が多いので、この辺  
の動向がどうなるかによっては、まあ30億ぐらい足りないとか、いろいろな話もありますけ  
れども、なかなか不透明な状態でございます。

それから2枚目の経営方針のところでございますけれども、これは立川市の今後進むべき  
方向性として、22年度に重点的に取り組むべき方向性として述べられています。

3ページをお開きいただきますと、3ページの上でございますが、大きいタイトルだけ読み  
ますと、まず1、「行財政改革」、2番目が「子育て、教育・学習支援」になっております。3  
番目は5ページになりますが、「ごみの減量、環境対策」、4の「安全・安心のまちづくり」  
ということで、以下6ページが「地域・経済の活性化」ということでの方針が出ております。

この中では、特に教育の部門といたしましては、4ページの(2)でございますが、この教  
育支援については、教育環境の整備は、未来への投資として考えていかなければならぬ、  
ことが謳われていまして、 の2つ目ですけども、新学習指導要領に基づく、完全実施さ  
れることになるまで、その移行期間としても、必要な教育資機材の整備と、学力向上の基盤  
となる読書活動の推進あるいは教育センター構想の具体化に向け取り組む、そういう記述が  
ございます。

それから の3番目は、学校教育施設の耐震化、一応完了いたしますけれども、第一小学  
校の建て替えと校舎等の老朽化対策を施設保全計画に位置づけて計画的に推進していくと。  
それから、老朽化している学校給食共同調理場2場を一場に統合して、PFIで整備を進め  
ていくこと。

それから(3)については、生涯学習・生涯スポーツ活動の支援ということで、市民交流大  
学について。

それから2番目の については、先ほど協議いたしました地区図書館への指定管理者制度  
の試行導入。

の3番目は、市民体育館への指定管理者制度の導入、今現在募集しておりますけれども、そういうことが重点的に22年度は取り組んでいく、そういう方針が出されております。

それから平成20年度の決算の概要でございますけれども、これにつきましては、財政収支については一応の黒字でございます。1ページの(2)ですけれども、財政収支につきましては、単年度収支は2億5千万円の黒字、実質単年度収支は9億4千万円の黒字ということでございます。

後ろにいきまして5ページでありますけれども、目的別の決算状況ということで(4)の目的別決算。これの教育費でございますが、19年度は88億4千万円の決算でございましたが、20年度については92億4千万円の決算で、4.5%の伸びということで、詳細な説明は6ページに書いてございますが、6ページの、教育費については4億円増の92億4千万円。これは中央図書館の割賦金あるいは小中学校の施設改修事業は減額しましたけれども、中学校校舎の耐震工事あるいは特別支援教育関係の施設管理、新生小学校運動場芝生化事業などで4億円増えているという決算でございます。

それから10ページですけれども、経常収支比率は悪化をいたしました。これは90.0から92.4ということで、2.4ポイント悪化をしたということが書かれています。

あとは、基金については11ページの3の(1)に基金残高が書かれてございます。(2)のほうは市債残高ということで、市債については39億円ほど減っておりますけれども、まだまだ762億円市債が残っている、そういう数字でございます。決算の概要としては本当の概要ですが、以上のことでございます。

平成22年度の予算編成は今もう始まっておりますけれども、これから教育委員と市長との懇談も予定されておりますので、そういう中で教育予算の確保については、またその席上でも皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

中村委員長 平成22年度の経営方針、平成22年度の予算編成についてと平成20年度の決算の概要の資料から、概要を説明いただきましたが、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、今説明いただきました平成22年度立川市予算編成方針及び平成20年度決算の概要についての報告は、終了いたします。

平成22年度の立川市予算編成方針については、立川市平成22年度の経営方針の柱立てとして、やはり次代を担う子どもの教育支援を重視しているということに対しまして、教育委員としても心強さを非常に感じております。しかし、財政が厳しい折ですので、事務局では極力努力していただいて、次代を担う子どもたちのために必要な予算が確保できるよう、ご尽力いただけることをお願い申し上げたいと思います。

---

## 報 告

### (2) 新型インフルエンザへの対応について

中村委員長 次に報告(2)新型インフルエンザへの対応について、報告を事務局よりお願いいたします。岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは、新型インフルエンザへの対応について、ご報告いたします。

9月に入りまして、ほとんどの学校で新学期が始まったのですが、インフルエンザによる学年・学級閉鎖が発生しております。立川市内の市立小中学校でということでございます。

既にファックスでもお知らせしたところですが、第四小学校の2年生が9月8日から10日までの3日間の学年閉鎖、同じく第四小学校の3年3組が9月7日と8日の2日間の学級閉鎖、それから、立川第七中学校の1年3組が9月7日から10日までの4日間の学級閉鎖を行っております。加えまして、本日、大山小学校の3年2組が9月11日から14日までの学級閉鎖を行うことが決定されました。

この学級閉鎖につきましては、これまで明確な基準がなかったのですが、8月下旬に、東京都で暫定的ではございますが基準を設けました。それにあわせまして、立川市教育委員会におきましても基準を設けました。

この基準についてですが、学級の児童生徒のおおむね10%以上がインフルエンザ様疾患で欠席した場合に検討することにしております。それから、休業期間は4日間を原則としております。なお、学級閉鎖が複数に及ぶ場合は学年閉鎖、学年閉鎖が複数に及ぶ場合は学校閉鎖を検討するというように取り決めております。

なお、検討につきましては、校長、学校医、保健所等の意見を聞いて、市の教育委員会が決定をするというようなことになっております。

それから、教育委員会では8月下旬から9月の初めにかけて、これまで来客用と児童生徒が急に具合が悪くなったりした場合の緊急対応用としまして、各小中学校にマスクを100枚と消毒用アルコール、これは500ml入りのものを各4本配ったところがございます。これにつきましては、現在、追加発注しておりますので、それが納品され次第、各学校には配りたいというように計画しております。

また、インフルエンザ様疾患による欠席状況につきましても、夏休み前に毎日行っていたのですが、これも引き続き夏休み明けから毎日、学校から報告していただいております。午前11時までに報告をしていただいて、結果を集計して、市の危機管理対策室をはじめとする関係機関へお知らせしております。また、今後ますます新型インフルエンザが流行することが予想されますので、引き続き感染拡大の防止に向け、学校や保護者、学校医と協力して対応してまいりたいと考えております。

なお、学校では始業式のとき等に、校長先生からインフルエンザ等についての注意、あるいは養護教諭も、その場で手洗いですとかそういうインフルエンザの予防についての注意事項等を児童生徒にお知らせしたり、さらにホームページで保護者向けにインフルエンザへの

予防をよびかけたり、このような学校独自の対策等をとっております。

報告は以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

確認ですけれども、先ほど休業の決定は教育委員会が決定と聞き取ったのですが、そうではなくて、報告して、学校長が決定をするのではないですか。

岡部学務課長 学校保健安全法で、設置者が決定をすることになっておりますので、教育委員会が決定しております。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは、質問等ございましたらお願いいたします。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 意見と質問とが一緒のようですが、このインフルエンザに関して、たまたま私どもの家庭でも、その疑いということで子どもが学校から帰されてきたという事実があるんですね。それが37度1分でしたので、熱としては新型インフルエンザではないのではないかと、疑いと言われてもそうではないのではないかなというふうに思ったのですが、都内の学校で、高校生ですので体力もあるし、どうだろうというふうに私は思ったのですが、ただ、教育委員会でこういう情報も多く得ているので、実際に自分がその立場になったら、どういうふうな行動をとって、どうなるのかということで、やってみました。

情報を自分は得ていたつもりですが、やはり十分にわかっていなかった。一番最初にしたのは、立川市のホームページを開いてみました。そこでは、今の現状の、どういう行動をとるのが一番いいのかということがわかりやすく、すぐ出ていまして、それに従って保健所に電話をしました。要するにかかりつけの医者連絡をして、そこで診てもらおうというのが第一番だったのですが、かかりつけのお医者さんが2軒とも午後は休診ということで、診てもらえなかったもので、その保健所に電話することになりました。

保健所の対応は、37度1分だったということだったので、そんな心配ないのではないかなというようなニュアンスで対応されました。こちらとしては、ややせっぱ詰まった状態がありましたので、とにかく誰かに決めてもらいたいなという気持ちになってしまって、その対応にちょっと不満を感じました。

ですが、私も、37度1分、2分をいったりきたりで、本人も大丈夫だと言うので、症状もほとんどなかったもので、これはじゃあ、親の判断になるのだなということが最終的には私の中で結論づけられました。しかし、やはり学校に行かせている責任もありましたので、翌日、隔離診察という診察の予約をとって、翌日の朝を迎えました。でも平熱に戻っておりましたので、それでも行ったほうがいいのか、やはり迷いましたけれども、最終的にはわが子の成長の過程と病歴の過程を見ている自分の判断ということで、行くのをやめたという事実です。

この中で、すぐる思いで病院に電話しようとしても、病院のほうも患者さんがたくさんなので、時間で制約して診てもらえない状況があるということ。これが幼児だったらどうなのかなと思ったり、それから、保健所の対応としては十分ではなかったということを申し

上げたいと思います。保健所としての判断が十分にできないという状態にありました。

この2つのことの経験で、このインフルエンザについては少し私も勉強できたなと思えますけれども、何かこのことが生かせないかなというふうに思いました。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

私から質問ですけれど、基準を今回設けて、原則4日間ということですか。先ほど2日とか3日というのは、それはもちろんそのことを考慮してということですよ。

岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 原則は4日なのですが、間に例えば土日が入っている場合もあります。

それともう一つは、学校医の先生と校長先生がよく話し合ひまして、それで3日でいいたろうという、決まる場合もあります。

中村委員長 わかりました。数はそういうことも含んで、相談の上決定されたということで、ほか、ございますか。

澤教育長。

澤教育長 宮田委員さんが経験されたことは、明日はわが身なので。市のほうの方針は、例えば病院の態勢は、広く、どこの病院でもいいという態勢になっていますね。発熱センターはもう廃止されていますから、保健所は相談業務だけで、疑われる場合はとにかく病院へ連れて行く。学校にも言っていますけれども、早期発見と早期対応なので、発熱した場合にはすぐに保護者に連絡をして、病院へ行って、タミフルなりリレンザなりとかということやっていただいて、その子どもさんは、実際みていると兄弟感染も多いんですね、だからその辺の部分できちんとお部屋に隔離をして、なるべく接触は避けていただいてということで。企業によってはいろいろな対応をとっている企業もありますけれども、その辺は、子どもさんがなったからといって欠席するとか、そういうことではないのですけれども、やはり最大限の注意は払っていくというのが役所の中でのルールというか、実際、先生の子どものさんでもなった方もいらっしゃいますので、その方の場合には、そういう接触は避けていただくというところはやっています。

中村委員長 宮田委員。

宮田委員 そうなんです。接触を避けるとか、安全隔離するとか、手洗い、うがい、そのあたりまでは十分に行き渡ったと思うんですね。ただ、その曖昧な、微妙な保護者の判断、最終的には保護者の判断なのですが、判断するための、まだ学習が足りないといいますが、例えばわが子の場合は高校生でしたし、この子はいつものどが赤くなりやすいとかいろいろわかっているんで、その中で、これは新型インフルエンザかな、そうじゃないかなと、判断はある程度できるのですが、幼児に関しては、やはり保護者の方もまだお若いとか経験もないので、そういったときのために、どこかで何かそういう勉強する機会といいますが、今回はそういうのがすごく重要なのかなとちょっと感じました。

中村委員長 澤教育長。

澤教育長 市としても感染症対策本部を設置して、かなりピラも配って、対応についてはいろいろお話をしているのですけれども、私、新学期になって1日に学校に行ったのですけれども、保健室で寝ている子どもさんがいたんだけれども、明らかに咳をして、もちろんマスクをしていましたけれども、大丈夫かなというお子さんが学校へ来ていたんですね。

だからそういうのを見ると、保護者の方の意識がまだ低いのかなと。どうしても学校に行かせなければいけない事情があったのかどうかわかりませんが、普通だったら休ませるとというのが、やはり基本なのですね。学校には、まず行かせない、その辺をもう少し。もちろん学校も、学校だより等で度々知らせていますし、学校としても早期発見、早期対応に努めていますけれども。

中村委員長 宮田委員。

宮田委員 今の現状で十分皆さんやっというのですけれども、今後考えると、という話ですけれども、例えばインフルエンザでなかったら出席日数が云々とか、例えば進学に係わる場合、その微妙なところでの判断というのは、そちらの目的により近くなります。そうしたときに感染も広がるのかなと思ったり、また、仕事を持っている保護者であれば、それをみてもらうことができなければ、やはり微妙なあたりでは出してしまうだろうし、うちの娘の場合は、37度1分でも保健室で寝たい、熱が出て多少具合が悪いというそのことで、保健室に寝るなら家に帰りなさいということで帰されましたので、このあたり、年齢の問題もありますけれども、様々な態勢づくりというのは今後必要になってくると思います。

中村委員長 澤教育長。

澤教育長 私は別の関連ですが、今回補正予算を実は出していますけれども、中学校の修学旅行が、すぐキャンセルになったのが入っています。それについては、市のほうで公費負担をするということで決定しましたので、今現在出していると。

ただ問題はあと2校、立川第三中学校と立川第九中学校が10月、ちょうどピークと言われているところなので、その辺は我々としても対応策を強化しなければいけないなど。

あとは、八ヶ岳も始まっていますし、結構これから運動会だ文化祭だと集る機会が非常に多いですね。このあいだの9月1日では、各学校ではテレビの始業式をしたり、それから体育館に集めないで、逆に校庭で少し分散してやったり、いろいろな工夫をしていましたけれども、これからピークになると相当大変だなという感じは持ちますね。感想です。

中村委員長 あと、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、新型インフルエンザへの対応についての報告は、これで終了いたします。

教育委員会としても5月18日に臨時の教育委員会を開いて以来、毎回のように報告を受けて、その報告をもとに多少皆さんの意見交換などを行っていると思います。また、事務局、医師会、学校医、あるいは校長会、養護教諭あるいは保健所等の関係機関と連携しながら、きめ細かい対応をしてくださっていることに対して、本当に感謝申し上げます。



しかし、学校教育はできる限り正常にやるということも大事でしょうけれど、今、澤教育長からありましたとおり、今後また感染の拡大が心配される折に、柔軟な対応の必要も生じると思いますので、是非また事務局のほうでも、早期発見、早期対応ということもございましたけれど、きめ細かな対応についてよろしくお願い申し上げたいと思います。

中村委員長 その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

#### 閉会の辞

中村委員長 それでは、平成21年第17回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回ですが、平成21年第18回立川市教育委員会定例会を9月24日木曜日、13時30分より開会いたします。

午後 7時16分閉会

署名委員

.....

委員長